

JEC 連合

第 29 回部会の資料 2 及び 3（有識者委員ペーパー）に対応する取組

## ア 長時間労働の抑制に向けた取組について

### ①労働関係法令の遵守、意識の改革、職場の雰囲気づくりに向けて

- ・仕事と生活の調和の正しい理解のための意識改革（研修・講演・社内報などの啓発活動）を管理職、組合員それぞれに継続的に行う。

管理職に実施 2013 年 38.8% → 2014 年 46.2%

組合員に実施 2013 年 46.3% → 2014 年 60.9%

- ・JEC 連合の「労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合」は 77.2%であるが、すべての組合で実施を目指す。
- ・話し合いの頻度は、月 1 回以上実施が 54.9%（3 ヶ月に 1 回 15.5%、年 1 回 13.4%、不定期 16.2%）であるが、すべての組合で「月 1 回以上」のチェックを目指す。
- ・話し合いは、組織中央だけでなく、「事業所単位」も重視する。
- ・裁量労働者の労働時間が長時間化する傾向があるので、その実労働時間の把握と健康管理についても労使での話し合いの議題とする。
- ・年間総実労働時間の短縮の点からは「年間総実労働時間 2000 時間を上回る組合をなくす」「年間総実労働時間 1900 時間未満をめざした労働時間管理」を目指す。
- ・36 協定（特別条項付協定）の点検と適正化を図る。
- ・時間外労働の抑制の観点から、時間外労働割増率について、猶予措置のある中小企業も含め、改正労基法に基づく協定を締結することを目指す。
- ・過労死等防止対策推進法の周知を図る。
- ・JEC 連合のワーク・ライフ・バランス推進計画の見直しを行う

### ④そのほか、制度的な対応

- ・労働基準監督署官の増員が必要と考える。
- ・インターバル規制を国／業界などで講じることが有効と考える。
- ・労働組合活動がもたらす時間外活動についても抑制・効率化を考え「ワーク・ライフ・ユニオンバランス」を目指した周知活動を行う。

## イ 年次有給休暇取得の促進に向けた取組について

### ① 意識の改革や職場の雰囲気づくりに向けて

- ・一人当たり平均取得日数 10 日未満の組合をなくす
- ・取得日数 5 日未満の組合員をなくす

### ③ 「計画的付与制度」の一層の普及・促進について

- ・「計画的付与制度」の有無を構成組織の調査で公表している